

地域未来投資促進法に基づく札幌市の基本計画

1.札幌市の基本計画(29.9.29 国同意)

(1)対象となる区域(促進区域)及び計画期間
促進区域は札幌市の行政区域。計画期間は、同意の日から平成34年度末まで

(2)経済的効果の目標
○1件あたり平均41.2百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を60件創出。
○これらの地域経済牽引事業が札幌市において、2.18倍の波及効果を与え、札幌市において約5,389百万円の付加価値額を創出することを目指す。

(3)地域の特性を生かした成長性の高い分野
①大通公園等の観光資源を活用した**観光関連分野**
②食関連産業等の産業集積を活用した**食料品製造関連分野**
③積雪寒冷な自然環境を活用した**環境(エネルギー)分野**
④北海道大学等の研究機関の技術を活用した**健康福祉・医療分野**
⑤IT産業の集積を活用した**IT・クリエイティブ分野**
⑥道内最大の流通業務団地等のインフラを活用した**卸売・小売分野**
⑦数多くの高等教育機関が輩出する豊富な人材を活用した**サービス産業関連分野**
⑧スポーツ産業の集積を活用した**スポーツ・まちづくり分野**
⑨インキュベーション施設等のインフラを活用した**創業分野**
⑩製造業の集積を活用した**ものづくり関連分野**

(4)地域経済牽引事業の要件
①地域の特性の活用
(3)に示す地域の特性を生かした分野に関する事業であること。
②高い付加価値の創出
事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサス[平成24年])を上回ること。
③地域の事業者に対する相当の経済的効果
地域経済牽引事業の実施により、以下のいずれかの効果が見込まれること。
・売上が開始年度比で4.6%増加すること。
・雇用者数が開始年度比で2.8%増加すること。
※なお、②、③については、地域経済牽引事業計画の計画期間(5年)よりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

2.民間事業者による地域経済牽引事業計画の作成

主な記載事項
①事業の内容及び実施時期 ②必要な資金及びその調達方法
③事業実施による経済的効果 など
⇒ 地域経済牽引事業計画の承認は、北海道知事が行う。

3.民間事業者に対する国や地方公共団体の支援

(1)予算による支援措置
○地域中核企業創出・支援事業(30年度予算161.5億円)
・海外市場展開等の専門人材による人的支援
→地域企業の国際市場展開に向けた専門家による全国的な支援ネットワークの構築 ほか

(2)税制による支援措置
○課税の特例(法人税)
・先進的な事業に必要な設備投資に対する特別償却などの減税措置

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備等	20%	2%

※総投資額2,000万円以上となる事業が対象
※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は各事業100億円を限度とする。
※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象(自治体が事業者として参画する場合を除く。)
※先進的な事業についての確認は国が別途行う。

○不動産取得税の減免
・課税の特例が認められた場合において、当該地域経済牽引事業のための施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得

(3)金融による支援措置
○日本政策金融公庫が中小企業・小規模事業者に対し、長期かつ固定金利で融資を実行